

「ASNITE試験事業者－計量法第71条第1項第一号の技術上の基準で規定する試験方法に係る  
認定の特定要求事項の制定について（第1版）」の制定要旨

平成29年8月9日

認定センター製品認定課

1. 制定理由

- ・計量法に基づき国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認試験（非自動はかり）において、民間試験事業者の試験結果受入れに係る試験所認定プログラムを運営するための要求事項として制定することを目的とする。

2. 主な内容

- ◆NITE が定める特定要求事項を（要求事項①：ISO/IEC 17025 の要求事項の解釈及び要求内容の限定）「別表1：特定要求事項」として規定。
- ◆別途、国立研究開発法人産業技術総合研究所から公表される「NMIJガイドライン」で定める内容を（要求事項②：ISO/IEC 17025 の拡大的な事項（型式承認スキームからの要求事項）「NMIJガイドライン」として規定。
- ◆以上、二つの特定要求事項を、ISO/IEC 17025 の特定要求事項として採用。

3. 適用年月日

平成29年10月1日からの適用開始を予定。

以上